

# 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法に規定する助成金交付事業に係る登録に関する省令（案）の概要

## 1. 制定の趣旨

平成19年6月27日に救急医療用ヘリコプターの全国的な整備を図ることを目的とした「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」（以下「法」という。）が公布され、同法において、病院の開設者に対し救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用に充てるための助成金を交付する事業（以下「助成金交付事業」という。）を行う法人の登録制度が創設されたところ。

本省令は、当該登録制度の設置に関し、助成金交付事業の内容、登録法人の基準等を定めるものである。

## 2. 省令の内容

（1）法第9条第1項において厚生労働省令で定めることとされた助成金交付事業については、以下のいずれかの費用に充てるための助成金を交付する事業であって、営利を目的とするものでないものとする。

- ①救急医療用ヘリコプターの確保及びその運航のための基盤整備に要する費用
- ②救急医療用ヘリコプターの運航に要する費用
- ③救急医療用ヘリコプターの運航の支援に要する費用

（2）法第9条第3項第1号において厚生労働省令で定めることとされた基金に関する基準については、以下のとおりとする。

- ①その管理者が置かれていること。
- ②その収入は、寄附金及び当該基金の運用により生じた収益で構成されていること。
- ③その支出は助成金の交付及びこれに要する費用並びに当該基金の管理及び運用に要する費用以外に充てられていないこと。
- ④③で定める費用の額が実費を勘案して合理的であると認められる範囲内であること。
- ⑤その支出について、（3）の⑤の委員会の意見を聴取していること。

⑥その運用の状況に関する記録が作成されていること。

(3) 法第9条第3項第2号において厚生労働省令で定めることとされた登録法人に関する基準について、以下のとおりとする。

- ①その役員に救急医療に関する識見を有する者が含まれていること。
- ②救急医療の充実に関する事業について相当の実績を有すること。
- ③助成金交付事業を継続的に実施できると認められる計画を有すること。
- ④特定の地域に偏ることなく全国的に助成金交付事業を実施すること。
- ⑤医療、法律、会計等に関して識見を有する第三者からなる委員会を設置していること。
- ⑥助成金交付事業を適確かつ円滑に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。
- ⑦役員のうちには、各役員について、当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。
- ⑧社員その他の構成員又は役員及びこれらの者の配偶者又は3親等以内の親族に対して特別の利益を与えないこと。
- ⑨不適正な経理が行われていないこと。
- ⑩不正の行為又は法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。
- ⑪その定款又は寄附行為（以下「定款等」という。）において、登録が取り消された場合は、その基金の全額を国、地方公共団体又は他の登録法人に贈与する旨の定めがあること。
- ⑫その定款等において、当該法人の解散があった場合は、その残余財産が国、地方公共団体又は他の救急医療の充実を目的とする法人に帰属する旨の定めがあること。

(4) 法第9条第1項の登録を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 1 定款等
- 2 法第9条第2項各号の規定に該当しない旨を説明した書類
- 3 (2) 及び (3) の規定に該当する旨を説明した書類

(5) 法第9条第1項の登録を受けている法人は、毎事業年度経過後3月以内に、助成金交付事業の実施状況を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(6) 本省令の施行日を平成20年4月1日とする。